

令和7年度相模原市子どもの遊び場事業業務委託仕様書

第1条 件名

令和7年度相模原市子どもの遊び場事業業務委託

第2条 趣旨

この仕様書は、市内各所で実施する移動式の子どもの遊び場事業について必要な事項を定める。

第3条 目的

遊びを通じた子どもたちの健やかな成長を図るとともに、乳幼児のいる子育て家庭の孤立化を防ぐため、市内各所において移動式の子どもの遊び場事業を展開し、子育て家庭への負担軽減や支援の充実を図る。

なお、開催については、市内各所の屋内施設等において年間12回実施する。

第4条 業務委託の内容

本業務委託の内容について、次の各号に定める。

(1) 各開催会場における遊具の設営

発注者が指定する各開催会場において、発注者と受注者間で協議のうえ決定した遊具及びその他必要な物品の手配・運搬・設置・撤去を行うこと。

(2) 開催時の運営

遊びを指導し見守る管理者等を配置し、遊びの価値を最大限に尊重しながら遊びの環境を作り、子どもたちが遊びを通じて成長できる場を創造すること。

また、受付から終了時の参加者アンケート実施までの一連の運営を主体的に行うこと。

第5条 事業実施場所、日程、業務内容、遊具内容等

事業実施場所、日程、業務内容、遊具内容等については、別紙に詳述する。

第6条 履行期間

契約締結日から本仕様書に定める年間規定回数（12回）の実施を終える日まで。

但し、発注者の都合又は真にやむを得ない事情により年間規定回数を実施できない場合を除く。その場合、最終実施日までを履行期間とし、最長で令和8年3月31日までとする。

第7条 開催にあたっての留意事項

子どもの遊び場事業の開催にあたっての留意事項は、次の通りとする。

- (1) 市や事業実施場所の管理者等から事業実施場所の使用等についての指示があった場合は従うこと。
- (2) 事業開催中は、安全な運営に必要な人数の運営スタッフを配置すること。
- (3) 重大事故の原因となる人的・物的なハザードを除去して事故を防止すること。
- (4) 事業開催中は、遊具や不審者対応等の安全管理に関して、万全の注意を払うこと。

- (5) 事業の開催中に事故が発生した場合、応急の処置を講じたのち、事故の状況及び経過について市へ速やかに報告すること。
- (6) 事業終了後、事業実施場所の原状回復に努めること。
- (7) 不審者の情報が入った場合は速やかに市に報告の上、警察への通報等適切な措置を講ずること。
- (8) 事業開催中は、事業実施場所において政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動を行わない、若しくは行わせないこと。
- (9) 利用者の個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、利用者と連絡先のやり取り等は行わないこと。
- (10) 事業開催中に発生した事故について、受注者が責任をもって対応すること。

第8条 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議の上決定する。

以 上